

なんでやねん

一票の格差 高等裁判所の判断は、「違憲」と「合憲」にわれた

に ほんこくけんぽう ほう もと ほうどう ほう しょう り めん
日本国憲法は、法の下 の 平等 (第14条) を 保 障 している。その理念から言えば、選
挙の際に投じられた、一人ひとりの投 票 の 価値は 平 等 であるべきだと言うことにな
る。だから、一 票 の 価値が平等であれば、どの地域 (選挙区) の代表者 1 人あたりの
選挙権者の数は同じくらいにならないといけな。ところが、実際には代表者 1 人あ
たりの選挙権者の数には 2 倍以上 の 差がある。これを「一 票 の 格差」問題という。

それを実現することはかなり困

難な事情がある。単純に、1 票
の価値を平等にしようとすれば、
最も少ない有権者数の地域を基
準にして、他の地域の代表者数
を増やしていけばいいということ
になるだろう。しかし、その方法
では、今の国会議員定数の 2 倍以
上に増やしても実現できない。国
會議員に支払う歳費 (給料のこと)
も巨額になる。その分だけ、税金
が必要になり、国民の負担が増え
ることになる。国会議員の数を減
らしながら、「一票の格差」を少
なくする方法はあるのだろうか。

最高裁判所に「違憲状態」だ
と指摘されていた公職選挙法が
改正されて、今年の参議院議員選
挙の選挙区では「合区」という方
法が取り入れられた。これまでは
最低でも 1 県には 1 人以上の代表

2016年 (平成28年) 10月18日 (火) 毎 日 新 聞

7月参院選初の「合憲」

1票の格差 高松高裁判決

選挙区間の「一票の格差」が最大 3・08 倍だった今年 7 月の参院選を巡って弁
論・ファルプが選挙無効を求めた訴訟で、高松高裁 (吉田高裁判長) は 18 日、選
挙区の区割りを「合憲」と判断し、四国 の 3 選挙区 の 原告 の 請求 を 退 け た。全 国
はの高裁・高裁支部に起こされた訴訟のうち 3 審目の判決で、広島高裁岡山支部
と名古屋高裁金沢支部はいずれも違憲状態としており判断がきく分かれ、
吉田高裁判長は投票価値の不均衡は看過し得ない程度と述べていると「はいえな
い」とした。

【待賢閣電】

7 月の参院選で、香川選 徳島・高知選挙区は中西祐 三氏いずれも自民党がそ
選挙区は磯崎仁彦氏、合区の 介氏、愛媛選挙区は山本順一 れぞれ選。議員 1 人あた

りの有権者数が最少の福井
選挙区との格差は、それ
れ 1・27 倍、1・95 倍、1・81
倍だった。地元の高松市が
いなくなった高知市は投票
率で史上最低を記録した。
星高裁は、最大格差が 5
・00 倍だった 2010 年と
4・77 倍だった今回の参院
選を一過激状態と判断し

選挙無効は認めなかった
が、「都道府県を選挙区単
位とした現行方式を改める
なく、連やかな区割しが必
要」と指摘。こを受けて
国会は 15 年の公職選挙法改
正で、2 台区を設けて全 国
定数を「10 増 10 減」した。
この対応で最大格差は 3
・08 倍に縮小した。
裁判で原告側は、憲法の
投票価値の平等に反してい
る「1 合区は 2 つの県を含
むわけだけでなく、最裁判が求
めた都道府県単位とこだわ
らない区割りになっている
い」と主張。被告の選挙側
は「最大格差は大幅に縮小
され、投票価値は過激の問
題を生じるはず平等とは
いえない」と反論していた

を選出する方法がとられていたのを改め、有権者数の少ない複数の県をまとめて1つの選挙区にして「一票の格差」を減らそうとしたのだ。しかし、それでも「3.08倍」の「一票の格差」が生じていた。そこで、弁護士たちがこの「一票の格差」は違憲（憲法が保障する「法の下での平等」に違反する選挙）だと訴訟を全国で起こした。

この訴訟に対する高等裁判所の判断は「違憲状態」とする判決と、「合憲」とする判決に分かれた。原告の弁護士たちは最高裁判所に上告したので、今後の舞台は最高裁判所になる。最高裁判所がどのような判断をするのか注目しておきたい。

2016年(平成28年)10月15日(土)

毎 日 新 聞

合区後も「違憲状態」

7月参院選1票の格差

高裁岡山支部

選挙区間の「1票の格差」が最大3.08倍だった今年7月の参院選を巡って弁護士グループが選挙無効を求めた訴訟で、広島高裁岡山支部は14日、選挙区の区割りについて「違憲状態」と判断した。格差是正のための都道府県単位の選挙区を統合する「合区」を導入して初の司法判断だった。一方、公職選挙法の改正で格差が一定程度縮小したことから、「国会の裁量権の限界を逸脱している」とはいえない」として請求を棄却した。

無効請求は棄却

弁護士グループが全国14の都道府県支部で起こした連名の訴訟では最初の判決で、原告側は即日上告した。

判決は、過去に最高裁判所を受けた、国会による投票価値の不平等を是正する取り組みが求められていたと指摘。一部選挙区を単位として「合区」を強制維持する考え方を最も最小限度の合区

にとどめたため、3倍超える格差を免れた」とし、都道府県単位の枠組みを行政上、執行制度の限界を指摘した。

国会は2015年の公職法付則で10年の参院選まで

い

選挙法改正で初めて「鳥取・島根・徳島・高知」の2自治を設けた上で、全国定数を10増10減とした。また選挙制度について、同

山は福井と比べて2.43倍だった。

最高裁は参院選について、最大格差が5.06倍だった10年と4.77倍だった13年を「違憲状態」と判断。「都道府県を選挙区単位とした現行方式を改めるなど、速やかな見直しが必要」

に抜本的見直しした。判決は国会のこうした措置を一定範囲とし、格差是正の過程であり、国会の裁量権行使のあり方に一定の相

と判断した。

と、国会に抜本改革を強く求めている。連名の訴訟の判決は、11月1日まで全国の高裁・支部で示される。「岡田啓之・林田文」



「選挙判決」と記した紙を掲げ、報道陣の取材に応じる原告側の弁護士グループ＝岡山市北区で14日午後4時15分、森田道子撮影

この新聞記事は、「なんでやねん」の紙面に合わせるために、レイアウトをし直しています。